

定 款

2022年3月24日施行

SEMSA Good Ethical
Company

株式会社 船 場

株式会社 船 場 定 款

第一章 総 則

第1条 (商 号)

当会社は、株式会社船場と称し、英文では、SEMBA CORPORATION と表示する。

第2条 (目 的)

当会社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を含む会社及び外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。

- (1) 商業施設の企画、設計、監理及び施工
- (2) オフィス・事業用施設、教育・文化施設、医療・福祉関連施設等の企画、設計、監理及び施工
- (3) 都市開発・地域開発に関する調査、企画、設計、監理、マネジメント及びコンサルティング業務
- (4) 前各号に係るインテリアの企画、設計、監理及び施工
- (5) 経営指導及び経営診断並びに市場調査
- (6) 施設の管理、運営及び販売促進
- (7) 什器、備品及び家具の設計、製作及び販売
- (8) 内装材の企画、開発、仕入及び販売
- (9) 内装に関する設備・製品・部品の企画、開発、仕入及び販売
- (10) 建築一式工事、内装仕上工事及びその他建設に係る工事の請負、設計、監理及び施工
- (11) 不動産の売買、賃貸及び仲介斡旋
- (12) 産業財産権の取得、売買、賃貸借及び管理運営
- (13) 有価証券の売買
- (14) 商業施設のリース業務
- (15) 出版業務
- (16) デジタルコンテンツの企画、開発、制作及び配信並びに関連ソフトウェアの製造、販売、リース及び運営
- (17) インターネットを利用した情報提供サービス
- (18) 古物の売買及びその受託業務
- (19) 産業廃棄物の収集・運搬及び処分並びに再生
- (20) 貿易業、売買業、売買の代理業
- (21) 前各号に関する各種サービスの提供事業

(22) 前各号に附帯する一切の業務

第3条 (本店所在地)

当会社は、本店を東京都港区に置く。

第4条 (機関)

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

第5条 (公告方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第二章 株式

第6条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、38,400,000株とする。

第7条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は、100株とする。

第8条 (単元未満株式についての権利)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第9条 (株主名簿管理人)

- 1 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

第10条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第三章 株主総会

第11条（招 集）

- 1 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに隨時これを招集する。
- 2 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができます。

第12条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

第13条（招集権者及び議長）

- 1 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第14条（電子提供措置等）

- 1 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付をする書面に記載しないことができる。

第15条（決議の方法）

- 1 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第16条（議決権の代理行使）

- 1 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。**

第四章 取締役及び取締役会

第17条（員 数）

- 1 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。**
- 2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。**

第18条（選任方法）

- 1 取締役は、株主総会において選任する。**
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。**
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。**
- 4 取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行わなければならない。**

第19条（任期）

- 1 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。**
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。**
- 3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時とする。**

第20条（代表取締役及び役付取締役）

- 1 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。**
- 2 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長若干名を選定することができる。**

第21条（取締役会の招集権者及び議長）

- 1 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。**
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。**

第22条（取締役会の招集通知）

- 1 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第23条（重要な業務執行の決定の委任）

当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

第24条（取締役会の決議の省略）

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

第25条（取締役会規則）

取締役会に関する事項については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第26条（取締役の報酬等）

- 1 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。
- 2 前項の取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。

第27条（取締役の責任免除）

- 1 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号の額の合計額とする。

第五章 監査等委員会

第28条（監査等委員会の招集通知）

- 1 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

第29条（監査等委員会規則）

当会社の監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第六章 計 算

第30条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

第31条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

第32条（剰余金の配当の基準日）

- 1 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。
- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。
- 3 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第33条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

附 則

本定款は、2022年3月24日に改定し、同日から施行する。